
- 著作権ビジョン2030 -

文化が経済となる著作権大国

2020. 2. 4. (火)



한국저작권위원회
KOREA COPYRIGHT COMMISSION



한국저작권보호원
KOREA COPYRIGHT PROTECTION AGENCY

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国文化体育観光部が発表した「著作権ビジョン2030」（2020. 2. 4.）をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(https://www.mcst.go.kr/kor/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=17796&pMenuCD=0302000000&pCurrentPage=1&pTypeDept=&pSearchType=01&pSearchWord=)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。



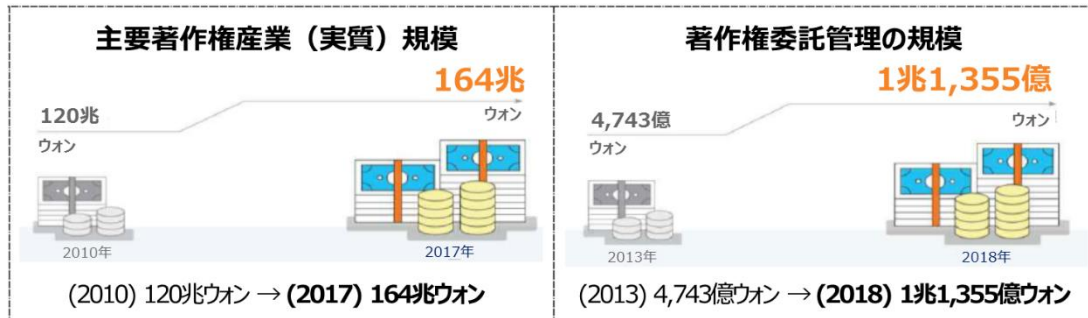
目 次



I. これまでの成果	1
II. ビジョン2030策定の必要性	2
III. 基本方向	3
IV. 主要課題	5
V. 韓国著作権委員会の3大主要課題	8
VI. 韓国著作権保護院の3大主要課題	11

I. これまでの成果

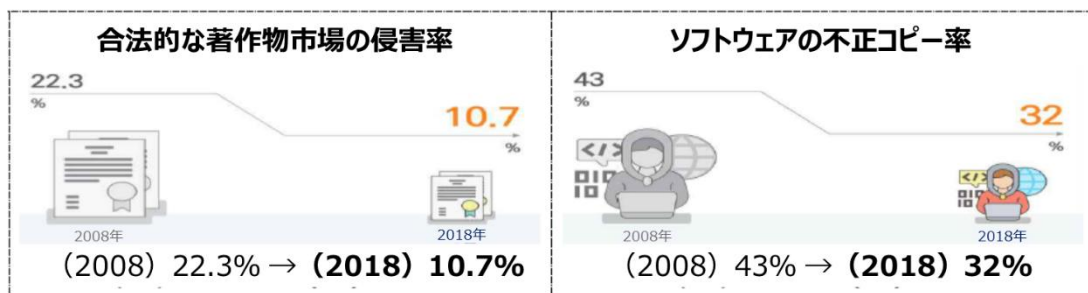
□ 主要著作権産業および著作権委託管理規模の成長



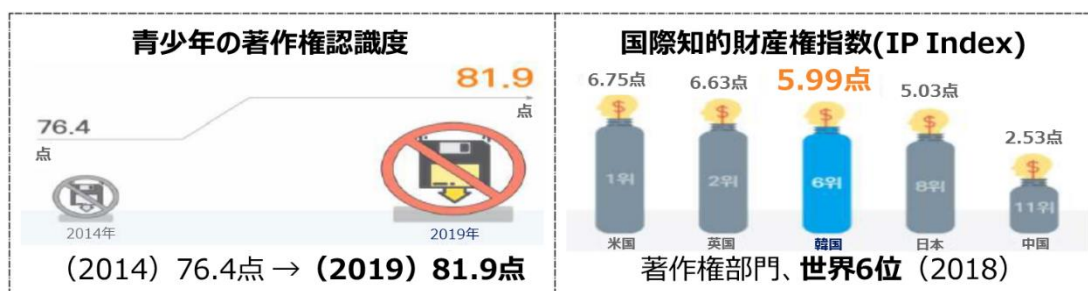
□ 著作権の輸出および貿易収支の黒字拡大



□ 合法的な著作物市場の侵害率およびソフトウェア不正コピー率の持続的な減少



□ 著作権に対する社会的認識および国際的評判の向上



II. ビジョン 2030 策定の必要性

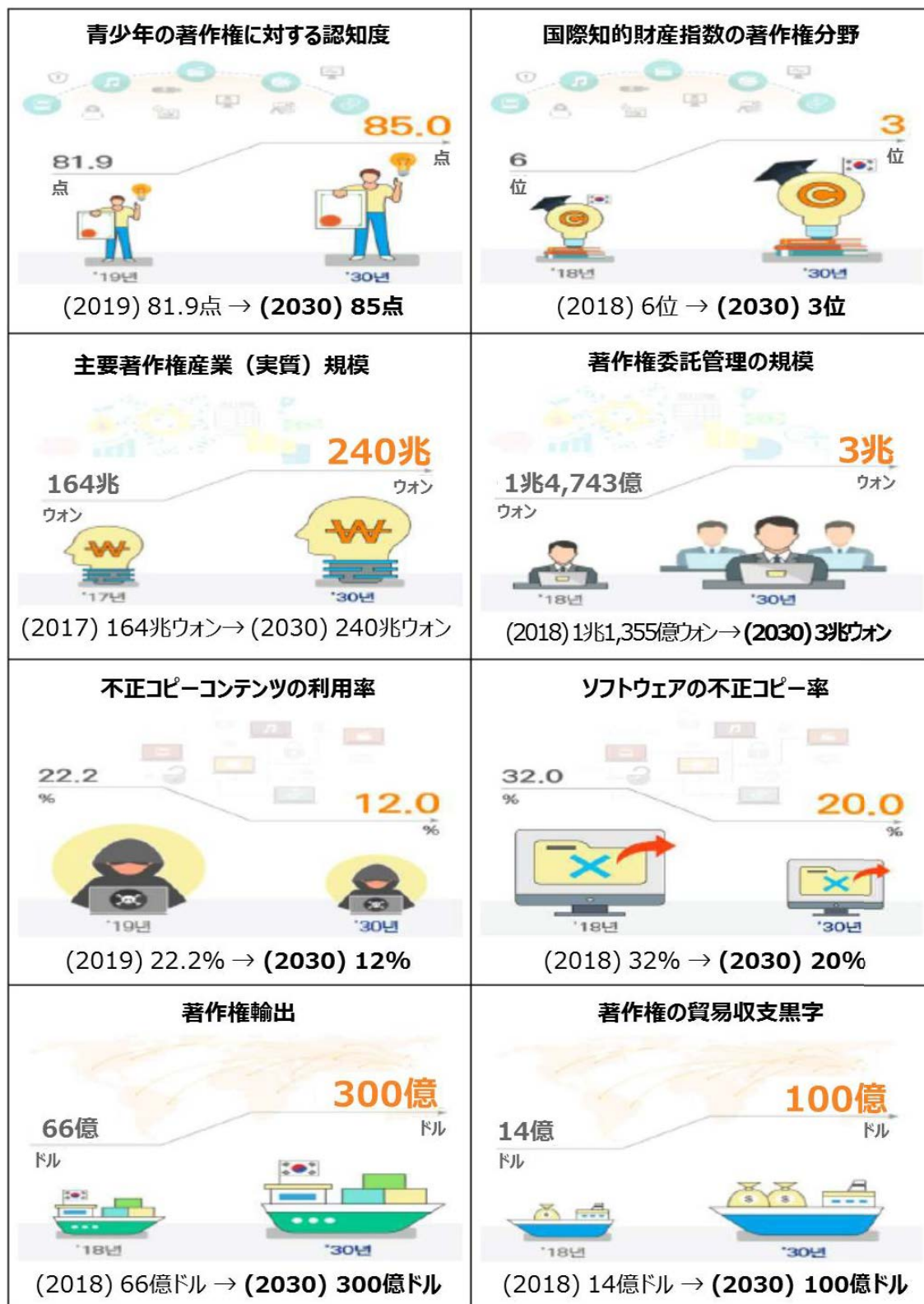
- 第四次産業革命時代の経済成長基盤として、著作権の重要性の増大
 - （機会）創作を誘引し、資産となる著作権は、コンテンツ産業をはじめとする文化経済の根幹であり、好循環の主要要素
 - （危機）人工知能、実感型コンテンツなど新技術基盤のサービス開発および利用過程から発生する著作権処理の不確実性や紛争増加
- 著作権流通・管理の公正・透明性に対する持続的な問題提起
 - （機会）創作環境の改善および公正な文化産業の構造づくりなどが国政課題として採択され政策の推進エンジンを確保
 - （危機）音源買い占めの疑い、著作権料の収益分配などをめぐる紛争、著作権流通の不透明性に対する持続的な問題提起
- 新たな著作権侵害への迅速な対応が必要
 - （機会）著作権に関する国民の認識改善、権利団体の積極的な意志表明および警察庁など関係機関との協力体系を構築するなど保護環境を改善
 - （危機）新たな類型の不法流通経路が相次いで登場するなど著作権犯罪の国際化・巧妙化により効果的な適宜対応が困難
- 韓流コンテンツに対する海外での著作権保護の強化が必要
 - （機会）K-Pop、映画、ドラマなど韓流コンテンツの世界市場への進出拡大および自由貿易協定（FTA）などの通商交渉の拡大
 - （危機）現地の低い知的財産権の保護レベルとコンテンツ企業の司法対応能力の不足などにより韓流コンテンツの侵害への迅速な対応が困難

⇒ 環境の変化に先制的・能動的に対応できる著作権分野のビジョンを策定し、安定的な著作権の有機的な構造づくりおよび産業発展を支援

III. 基本方向



[細部成果目標]



IV. 主要課題

1. 第四次産業革命時代の著作権基盤の造成

□ 時代を反映した法・制度の整備

- (新成長産業の促進) 第5世代移動通信、人工知能など新たな技術環境での新産業の活性化に向けた著作権保護・利用の明確性向上
- (合理的な救済) 軽微な侵害の刑事処罰は除外、懲罰的損害賠償の導入、職権調停など紛争予防および解決の効果向上
- (著作権法全部改正) 2006年12月28日の全部改正の以降、数回の一部改正のため粗雑になった条文、難しい用語、複雑な制限規定などを一括整備

□ 創作と共有の著作権文化の拡散

- (映像コンテンツの拡充) 動画検索時代に対応し、著作権の知識および話題情報などを動画で制作し、ソーシャルネットワークなどで提供
- (国民参加の拡大) 著作権侵害の警告文コンテスト、公正利用応援キャンペーンなど国民参加型の著作権認識向上キャンペーンの拡大
- (開かれた教育) 「著作権教育体験館」を通じた体験型教育の強化、学校・企業向けの訪問型著作権教育および教育コンテンツの開放・共有の拡大

□ 著作権事業化および管理能力を強化

- (事業化専門家の育成) 創作から収益構造の創出まで、著作権を基盤とする事業を調整・管理する著作権事業化の専門人材育成
- (著作権統計の改善) 業種別・権利別の市場規模算出および全体の著作権取引市場や関連産業に与える付加価値の把握
- (専門機関の能力強化) △韓国著作権委員会の調整および相談・研究能力の強化、登録審査の信頼度の向上、△韓国著作権保護院の侵害審議機能の拡大、韓国国内外の著作権保護体系および技術的対応能力の強化

2. 公正かつ透明な利用・流通環境づくり

□ 集中管理団体の自律的な責任の強化

- (段階的な使用料の自律化) 信託管理団体と利用者間の自律協議による決定領域を段階的に拡大（必要に応じて政府の事後調整）
- (情報公開の強化) 利用約款などの各種規程、経営現況、管理著作物リストなどを常時公開し、著作権管理の透明性と公正性の向上

- (補償金管理の改善) 補償金分配率の向上 (80%目標) および 5 年以上長期にわたって分配されていない補償金の積立割合を段階的に緩和 (30%→10%)

□ 著作権流通情報を活用する公共基盤の構築

- (統合ネットワークの運営) 著作物流通事業者などの利用情報記録を中立機関 (韓国通信事業者連合会) が統合収集し、権利者団体の精算システムと連携することによる透明性の向上。
- (開放型権利情報の構築) 流通会社・放送会社の音源情報と著作権団体の権利情報を統合した開放型データベースを構築、精算・分配の完結性を確保
- (統計分析・活用) 流通会社・放送会社の音楽利用内訳に対するビッグデータを分析し、音楽の利用様態、特記事項などを国民・権利者・産業界に提供

□ 公有著作物と権利者不明著作物の創作資源化

- (公有著作物の体系的な提供) パーソナルメディア、教育現場などで活用する可能性の高い公有著作物を集中的に収集し、創作スペース・ツールなどへ体系的に提供
- (権利者不明著作物の利用拡大) 権利者不明著作物の収集と提供システムの拡大構築および法定許諾判断要件の明確化などによる利用環境の改善

※ 法定許諾補償金などは著作権者探し、または創作者支援などの公益目的に活用

- (拡大された集中管理の導入) 権利者不明により支払いが保留されている使用料を最小限にするために音楽分野から段階的に「拡大された集中管理」を導入

3. 著作権侵害への対応強化

□ 侵害の多変化に迅速な対応ができる保護体系の構築

- (サイバー著作権捜査団の新設) オンライン科学捜査に集中するための専門組織を構成・運営して巧妙化・国際化していく侵害に適宜対応
- (懸案別に企画捜査を強化) 新規侵害類型に対する実態調査を随時実施し、「侵害類型別の企画捜査」を強化
- (韓国内外での共助体制の強化) 海外基盤の侵害に対応するために警察庁、法務部、外交部、保護院などの関係機関および外国の著作権当局との協力体制を構築
- (ジャンル別に協議体を運営) 侵害の形態別に効果的に対応するため、ウェブトゥーン、ゲーム、放送などジャンル別に民間が参加する侵害対応協議体運営および対応マニュアルの作成・活用

□ **新しい侵害に対する技術的な対応能力の向上**

- **(常時モニタリングの拡大)** 韓国内外のモニタリングの統合・連携など、保護院の「侵害対応の総合状況室」機能の拡大およびモニタリング対象の拡大
- **(フォレンジック能力の強化)** デジタル侵害犯罪に対応するためのフォレンジック専門人材の育成、保護院内でデジタルフォレンジックチームの拡大運営および人材再配置
- **(未来技術の活用)** 人工知能に基づく自動モニタリングシステムの構築、ビッグデータに基づく不正コピーの経路をリアルタイムで分析・遮断するなど、保護の新技术開発・活用

□ **イノベーション成長に向けたソフトウェア著作権保護の強化**

- **(公共部門)** 機関・事業予算にソフトウェア購入予算の適正な編成を推進、ソフトウェアの管理現況を公共機関の評価指標に導入
- **(民間部門)** 官民の協業および役割分担を通じた不法取り締まりの高度化および侵害が多く発生する業種（建設・機械など）に「著作権OK」の認証拡大
- **(予防教育)** 地域の著作権サービスセンターの活性化および零細企業を対象にソフトウェア利用許諾教育を拡大して、著作権の自律遵守を支援

4. 韓流の拡散に向けた海外での著作権保護に対する基盤強化

□ **韓流コンテンツに対する海外での著作権保護体系の強化**

- **(協業体系の構築)** 関連機関と「海外著作権保護協議体」を運営し、支援体系の構築、主要国家・ジャンル別に実効性のある侵害対応策の確立
- **(海外支援の強化)** 韓流が拡散する国家を中心に在外公館・海外文化院とのネットワーク構築および専門家派遣、著作権を管理する海外事務所の段階的な増設（現在4ヵ所）により国家別の侵害に対応する能力の強化
- **(保護環境の改善)** 不正コピーの追跡管理システム(I-COP、Illegal Content Obstruction Program)など著作権保護システム・技術伝授などを通じ、現地の保護環境の改善を支援

□ **民間の海外での著作権保護対応に対する支援拡大**

- **(実態調査の共有)** 韓流の拡大と共に重点的に管理する国家ごとに著作権制度、韓流著作物流通の実態調査実施および情報共有によるカスタマイズ型対応支援
- **(紛争解決の支援)** 韓流企業向け「著作権保護利用権（バウチャー）」を新規導入、中小コンテンツ企業に契約書の相談、訴訟支援などの法律サービスを提供

- (民間団体間の協力支援) 韓国内外の著作権関連団体や事業者間の協力による違法流通への共同対応など、著作権保護活動の支援
- 国際機構との協力および通商交渉を通じて著作権保護する環境を造成
 - (国際紛争を解決する体系の構築) 世界知的所有権機関 (WIPO) 仲裁調停センターの韓国支部設立を推進し、速やかな国際紛争の解決を支援
 - (国家間の協力拡大) △先進国との情報共有の拡大および地域フォーラムの充実化、△世界知的所有権機関の協力事業などを通じて開発途上国の著作権発展を支援
 - (カスタム型通商戦略の推進) △戦略的に重点をおく市場の著作権保護レベルの強化、△有望な新興市場の開放拡大など、市場別に差別化された通商戦略を推進

V. 韓国著作権委員会の3大主要課題

1. 制度改善による創作者の権益向上

- 著作権登録制度の改善および登録審査の品質向上による創作者の権利保護を支援
 - 調停部の積極的な介入と専門性の向上による紛争解決への貢献および社会的なコスト削減
- 著作権登録制度の改善
 - (選択的実質審査制度の運営) 放送番組のフォーマット、フォントなど、著作権の保護可否が不透明な創作物に対し実質審査登録を行い、韓国国内での権利範囲を認定
 - (著作物性判断基準の確立) 放送番組のフォーマット、フォント、振り付け構成、ゲームルールなど著作物性の判断基準を確立
 - ※ 登録関連法令および規程改正を通じて、著作物分類表および登録手続きの改正を推進
 - 職権調停制度の早期定着および活性化
 - (職権調停制度の運営) 著作権侵害紛争について調停部の職権で調停に代える決定をすることができる職権調停制度 (※) 運営
 - ※ 調停部が提示した調停案を一方当事者が合理的な理由なく拒否するか、紛争調停予定価額が1,000万ウォン未満の事件に限定。当事者が異議申請をしない場合、裁判上の和解と同じ効力で認める

- （職権調停制度の早期定着）内部の指針整備および運営方策の確立、電子調停システムの開発、調停調査官の拡充など職権調停制度の履行に万全を期す

□ 専門調停部の新設により、専門性向上およびニーズ対応

- （専門調停部の新設）専門性のある調停人を通じて中立かつ合理的な紛争解決ができるよう著作物種類別に専門調停部を新設、人材構成の改善
- （専門調停部の運営）調停委員として著作物の種類別に専門家委嘱、調停人選抜制の施行および常任調停委員の拡充、法院連携調停の拡大などの推進
- ※ 紛争当事者が調停委員を選べるようにし、調停制度に対する信頼性の向上

2. 統合ネットワークの構築を通じた著作権産業の競争力強化

- 著作物利用に関する信頼性の高い情報を市場に提供し、著作権産業の公正性を高め、著作権管理と使用料精算・分配の透明化に貢献

□ 著作権利用情報に関する統合ネットワークの定着基盤を構築

- （法制化）統合ネットワークの法的根拠を策定、収集対象の情報などを明確にし、収集した情報の権利者・事業者情報を国民に提供することの制度化
- ※ 法制度の推進内容：① 設置根拠および運営主体 ② 利用情報提出の対象者 ③ 収集対象に対する利用情報の項目など
- （現場意見の反映）専門家およびステークホルダー（信託管理団体、音楽サービス事業者など）の意見を集め、現場に適用しやすい形で統合ネットワーク技術を開発

□ 統合ネットワークを著作権分野別で段階的に構築

- （1段階：音楽）店内音楽サービス（デジタル音声伝送）、カラオケなど（公演）の利用内訳の統合ネットワーク構築および放送使用音楽モニタリング（別途構築）との連携体系の構築
- ※（店内音楽）10の店舗音楽サービス事業者の利用記録情報（ログ）を収集
- ※（カラオケ、飲み屋など）オンライン伴奏機器の音楽利用記録情報を収集
- ※（放送）放送に使用する音楽のモニタリングシステムと連携した音楽電子キューシートの収集
- （2段階：放送映像）放送事業者（地上波、ケーブルテレビ、地域総合有線放送など）の放送編成表に基づき、実際に放送（著作物を利用）したかどうかを自動で識別するシステムの開発
- （3段階：ウェブトゥーン・電子書籍）オンライン流通が活発になっているウェ

ブトゥーンおよび電子書籍の配信プラットフォームを対象に利用内訳収集体系を開発

□ 『(仮称)著作権利用情報管理センター』 設立の推進

- (利用情報管理) 収集情報をリアルタイムで確認し、利用内訳の漏れや買いだめ疑いの事例など非正常な利用を知らせるモニタリング活動を実施
- (ビッグデータ分析の支援) 著作権関連の事業者・研究者などが利用情報を活用し、市場動向・展望などを分析できるようにデータを提供する体系の確立
- ※ 営業秘密、個人情報、民間市場の領域を考慮して、所定の基準と手続きを策定

3. 公有著作物を享有する基盤を構築し、活用度の向上

- 国民が関心を持つ公有著作物を収集・提供し、国民の文化創作を活性化
- オープンソース活用を拡大し、それに関する潜在的な紛争を予防して、ソフトウェア産業の発展に貢献

□ 著作権の自由利用許諾に対する国民の共感と参加促進

- (自由利用許諾の拡大) 創作者が本人の著作物の自由利用を許諾するCCL (Creative Commons License) に対する国民の認識と活用を拡大し、誰もが著作権の問題なく利用できる著作物情報を体系的に収集し、提供
- (国民参加型の公有文化の拡散) 国民の創作貢献により、公有著作物を創出し、それを活用して再創作および共有するオンラインプラットフォームとビジネス展開
- (例) 民間創作者の協力、公有著作物 (キャロル、国歌など) を活用した再創作運動の展開

□ 活用性の高い昔の著作物を発掘する「宝探し」事業の活性化

- (権利者不明著作物の発掘) 埋もれる恐れがある昔の著作物など (※) を積極的に発掘・収集し、創作者と国民が自由利用できる公有著作物として提供
- ※ 著作権の保護期間満了の著作物、絶版図書など著作権者不明の著作物 (法定許諾など先行)
- (テーマ別の宝探し) 国民が関心を持つような主要な出来事 (※) を活用し、国民と企業の創作活動に材料 (素材) 著作物として使える著作物を常時公募し、収集
- ※ (例) 朝鮮戦争70周年、韓国映画100周年など韓国人の心と歴史・社会・文化が反映されたテーマ

□ **オープンソース・ソフトウェアの利用活性化に向けた基盤構築**

- （オープンソース・ソフトウェアのライセンス教育の強化） オープンソース・ソフトウェアのライセンスを積極的に活用できるように、産・学・研を対象にしたソフトウェアライセンス教育の拡大
- ※ 韓国企業の95%が製品やサービスを開発する際に条件付きの公有著作物であるオープンソース・ソフトウェアを活用
- （資格証制度の導入） オープンソース・ソフトウェアに対する資格証制度を導入し、検証された専門人材を供給することで、健全なオープンソース・ソフトウェアを活用する環境を造成
- ※ 委員会向けのオープンソース・ソフトウェア教育を拡大して資格証制度との連携を推進

VI. 韓国著作権保護院の3大主要課題

1. 著作権侵害対応の専門化・国際化

□ **コンテンツのジャンル別侵害対応の専門化**

- （ジャンル別の侵害対応協議体）さまざまな侵害形態および業種別の懸案に効果的に対応するために、ジャンル別協議体の運営および対応案内書の作成・配布
- （産業別の侵害報告書を発刊）権利者の参加により産業別の特徴と主要課題・動向を反映し、その政策的示唆点を引き出すことができるよう年次報告書を発刊
- （政策現場中心の企画捜査を支援）侵害実態調査の分析をもとに、現場の意見を聴取、主要な侵害経路および侵害課題に対する企画捜査（※）支援
- ※ カスタマイズ型ヌリ放送（IPTV）によるコンテンツの流出（映画、放送）、不法USBレコードの流通（音楽）、社設サーバーの運営（ゲーム）、大学テキストの不法コピー（出版）、オンライン漫画共有サイト（ウェブトゥーン）など

□ **捜査共助の国際化**

- （国際司法共助）著作権侵害の国際化傾向に対応するため、著作権の特別司法警察と国家別の関連機関（※）との共助体系構築を支援
- ※ ①米国国土安全保障省、②英国知的財産犯罪専担部、③オランダ国立法科学研究所、④米国のフォレンジック地域研究所などの協力チャンネルを構築
- （侵害情報の収集提供）海外の著作権侵害サイトに対する分析情報の提供、グーグルなどの信頼機関の登録による侵害情報収集および特別司法警察の提供など

□ **現場中心の不正コピー教材・ソフトウェア（SW）の根絶対応能力の強化**

- （システム構築）公共・教育機関向けソフトウェアの統合管理システムを構築
- （教育・キャンペーン）直接訪問するソフトウェアの著作権教育・コンサルティングの拡大および大学での不正コピーの根絶運動（GREEN ZONEキャンペーン）を推進
- （国民の共感を得る広報）△検索ポータル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などを通じたメッセージの発信、△ドラマ、芸能など放送業界と連携した広報など、国民に親近感を与える広報活動の強化

2. 韓流コンテンツの著作権に対する海外保護の強化

□ **著作権海外事務所の増設と機能強化**

- （著作権海外事務所の増設）先進国（捜査共助および交流協力）・韓流の新興市場（侵害対応）内に、2021年から2023年まで、年間2ヵ所の段階的な増設を推進
- （カスタマイズ型の機能強化）韓流の新興市場である国には侵害対応が中心、著作権保護に対する先進国（米国、欧州など）は政府間の捜査共助および権利者団体との交流・協力拡大が中心となって運営するなど、地域別に事務所の機能を差別化

□ **民間の海外での著作権侵害対応に対する支援拡大**

- （著作権利用権の事業新設）海外に進出する韓国の中小コンテンツ企業が現地で起り得る著作権紛争を解決するために、法律諮問などを提供する利用券（バウチャー）を新規で運営
- （海外協力関係網の拡大）△韓国国内の業界における世界知的所有権機関（WIPO）の協業事業（広告ブロックなど）への参加支援、△海外事務所-現地の捜査機関の協力体系の構築拡大、△海外の検索ポータルとの協力拡大
- ※（現在）グーグル→（今後）フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど

□ **著作権保護システムの海外への伝播を推進**

- （外国の著作権保護システムの構築を支援）韓国国内の先進的な著作権保護技術および取り締まりの経験などを海外（※）に伝播し、現地の著作権保護システムの構築を支援
- ※ モンゴル、ベトナム、タイなどの関連機関に対する海外からのニーズが高い
- （現地に自動モニタリングシステムの普及）著作権の海外事務所内に自動モニタリングシステム（I-COP）の現地語バージョンを構築・運営し、現地のモニタリ

ングに対する実効性の向上

3. 未来技術に基づいた著作権保護体系の構築

□ 著作権侵害に対するリアルタイム・モニタリングの強化

- (1段階：モニタリング対象・国家の拡大) 現在、ウェブハードやトレント中心のモニタリングからブログ、ユーチューブ、モバイルアプリに点検対象を拡大
 - 韓国内外のモニタリングを統合、海外モニタリング国家の拡大（東南アジア中心→南米など韓流が拡散している地域）
- ※ 中長期の情報化戦略計画（ISP）における予算を確保し、年次別に機能強化を推進
- (2段階：知能型モニタリングの構築) 人工知能（AI）の自己学習による、知能型モニタリングを実現するなど、新技術を搭載してモニタリング能力を向上
 - 定型化されたモニタリングは、自動モニタリングシステム（I-COP）に置き換え、捜査支援のモニタリング（韓国人の若者）および海外モニタリング（韓国に移住した外国人）などに在宅人材を再配置

□ 知能的犯罪の科学捜査（デジタルフォレンジック）体系の構築および活性化

- (科学捜査への支援強化) デジタルフォレンジックの証拠分析における専門化戦略を策定し、知能的な著作権侵害におけるデジタル証拠処理体系を導入、著作権のデジタルフォレンジックにおける標準開発などの著作権科学捜査の公共体系を構築
- ※ モノのインターネット、クラウド環境でのデジタル証拠収集および分析強化
- (デジタルフォレンジックセンターの国際標準認定) 捜査支援の信頼性を向上させるためにデジタルフォレンジックセンターの国際標準認定の取得するなど、国際レベルの運営に高度化

□ 未来型の著作権保護技術に対する研究及び開発（R&D）の強化

- (研究開発) 「電子透かし」、「電子指紋」などの著作権技術に対するR&D結果を活用し、新規課題の発掘および開発のための産・学・研保護技術の研究グループを運営
 - (短期) 侵害環境の変化に応じて迅速に技術的対応課題を発掘
 - (中期) ユーザーカスタマイズ型の技術開発、国家R&D研究成果の活用拡大
- ※ 海外の韓流コンテンツに電子透かしの埋め込み、ウェブトゥーン内に電子指紋

の挿入

- ・検出、デジタルコンテンツの保護技術（DRM）のよるブロックなど